

質問回答

NO.	質問	回答
1	<p>仕様書 3 (2) イ 下水処理施設排出量の適用方法の検討 の内容について</p> <p>・対象とするのは、埼玉県内の R03 下水道業からの PRTR 届出事業所である全 26か所の下水処理施設とありますが、「発生地点」とは、下水道業からの PRTR 届出事業である 26 か所の施設そのものものを指す、と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>認識いただいているとおりである。</p> <p>例えば、PRTRインフォメーション広場で提供する「PRTRデータ地図上表示システム」の「事業所を検索する」において都道府県を「埼玉県」、業種を「下水道業」とし、排出年度を「令和2年度」とすると26箇所が確認できる。</p>
2	<p>仕様書 3 (2) イ 下水処理施設排出量の適用方法の検討 の内容について</p> <p>・「下水処理場からの排水」というのは、具体的には下水処理場の年間処理水量（処理実績）と考えてよろしいでしょうか。現状、都道府県別の PRTR 届出外排出量を各処理施設の処理実績（年間処理水量）から按分し、メッシュに落とし込む方法を考えております。</p>	<p>下水処理場の排水そのものではなく、排水に含まれる第一種指定化学物質の量が対象である。</p> <p>排水基準、環境基準から各下水処理場における定量下限値未満、検出下限値未満の取扱いを推定する。ここから定量下限値未満としている割合を推定し、全体を定量下限値未満とした場合との差の検証等を想定している。</p> <p>検討において下水処理場の年間処理水量の収集が必要となった場合は、質問に提示された方法は全国展開が困難と考えられるため、次年度以降の課題として提起いただくことになる。</p> <p>なお、届出外推計分の各下水処理場への配分検討は次年度以降の課題とし、本件業務範囲には含めないものとする。</p>
3	<p>「下水処理場からの排水を発生地点のメッシュに入れない場合」の状況を概観するメッシュ図は、令和4年度業務における排出量の適用結果のメッシュ図と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>認識いただいているとおりである。</p>